

尾張旭市監査公表第8号

平成30年1月30日付け尾張旭市監査公表第2号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成30年3月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 孝 司

消防本部消防総務課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>職員貸与品に関する綴において、備忘的メモとして付箋紙の貼付等により行われているものが見受けられる。付箋紙の貼付や鉛筆書き等による記録の保存は、組織共用文書に当たらないことから、関係綴りに保存することは、文書管理の観点から適切ではない。</p>	<p>指摘事項のとおり、付箋紙の貼付や鉛筆書き等による文書の記録はせず、適切な文書管理を周知徹底することとした。</p>
<p>消防職員被服単価契約及び井戸水中ポンプ取替修繕契約において、請負者から提出された見積書と、契約書の請負者の所在地が異なっている。これは、契約を行う際、市側においてあらかじめ請負者の名称等を記入していることに起因するもので、契約書の誤りを防ぐために請負者に記入・押印してもらう必要がある。</p>	<p>指摘事項のとおり、契約書の誤りを防ぐため、請負者による名称等の記入・押印の確認等、基本的な契約事務を遵守し、周知徹底することとした。</p>